

広報



わしま

人口の動き

9月末現在	
出生9人	死亡4人
転入9人	転出6人
世帯数 1,283世帯(+1)	
男	2,801人(+3)
女	2,905人(+5)
計	5,706人(+8)



村民親善

大運動会

—十月十三日(日)—

雨で延びた運動会もまあまあのランドコンデションの中、日の丸・村旗が掲揚され空を気にしながらの競技開始となりました。

主な内容

- 2頁……行政改革の推進
- 3～5頁…9月定例議会終る
- 6～7頁…B&G「児童の船」体験航海記、読者リレー
- 8～9頁…ワシマスポット、村長室の黒板
- 10頁……ナイスカップル、温故知新

ナイスカップル

わだしが
選んだ人
選ばれた人

早川久さん夫婦(下町下)



今回は下町下の早川久さん(ヤマサン)書店勤務)三枝子さん(竹内自動車勤務)夫妻です。(世帯主正治郎さん)昭和五十六年夏に結婚されて、現在三歳の英里ちゃん、一歳になるうとする菜奈ちゃん、御両親と祖母の七人家族です。

—— 出合いは？

以前吉田の会社に勤めていた時知り合い、五年位の交際期間があり五十六年夏に社内結婚だったんです。

—— ダンナさんはどんな人？
子どもにはかなりきびしい父親だけど、酒・タバコも人並みのようですしやさしい人ですね。

—— 何か一言どうぞ。
近くに大きなスーパーが欲しいと奥さん(実家は燕市の町中とのこと)

—— 奥さんはどんな人？
ダンスをかなりやるけど子どもはまだ小さいからね。農家とは全く縁のない所から来たけどまあ良くやってくれますね。

—— お互いに点数をつけたら？
奥さんはダンナさんに90点
ダンナさんは奥さんに90点
(こちらのダンナさんも男の子が欲しいとのこと。がんばってね。)

温故知新

庚申塔に就て

広報先月号に庚申信仰について書いた末尾に、外の地域に庚申塔があったらお聞かせ頂きたいと付記したら、早速城の丘の小林武太郎氏から梅田の弥源治さんの入口にあった筈だと連絡を頂き早速行ってみました。

自然石で表面上には梵字のウンと言う字があり庚申二字の一寸九寸位の塔で、年代は無いが割合新しいもののようでした。又、上小島谷の大矢亥太郎氏からは、昔久田へ行く浜街道と言われた鹿島宮の前の田の側にあったものを、土地改良の節、覚月寺の庭前に移したとお知らせ頂いた。



梅田の塔



移された上小島谷の碑 覚月寺

此も自然石で約三尺近く、表面に梵字と庚申塔と刻まれ側に天保十四年、反対側には癸卯八月十五日とあり、その下に講中と刻まれている立派な碑である。尚、入口の石段の右に小さい古い碑がありかすかに庚申の刻みが見える。尚、大矢氏は丑田坂の旧道にもあったとの事であるが尋ねて見たけれど解らなかつた。
庚申信仰も忘れられて来ているが、かつて先人の信仰の対照とした遺物は大切に保存してゆきたいものだ。お聞かせ頂いた各氏に厚く御礼申し上げます。
久住熊三郎

赤なのはどうして渡るの お母さん

行政改革の推進

昭和六十年度は、地方行政改革の年といわれております。

今年一月自治省から地方行政改革大綱が示されたことに伴い、和島村も従来から行財政の見直しを行ってまいりましたが、これを機会に徹底した事務事業の見直しを行うことといたしました。

このため三月議会で行った行政改革推進委員会設置条例の制定の議決を願ひ、各層から七名の方々に委員に委嘱し、五月二十三日以後五回にわたり審議いただきこのたび和島村の行政改革推進に関する答申をいただきました。

この答申に基づいて、村としての行政改革の大綱を策定することにいたしました。これが村民の皆様方へのサービス低下をきたさないよう配慮しながらこれを策定し、実行してまいりたいと思ひますので村民各位のご協力をお願い申し上げますとともに答申の概要を申し上げます。

和島村行政改革推進に関する事項について(答申)

- 一、事務事業の見直し
 - 一、補助金の見直しについては、現行の事業内容等精査したうえ廃止、期間の設定等を行うこと。
 - 二、わしまつりについては、実行委員会の組織機構の見直しを行うこと。
 - 三、納税の口座振替之制度の推進については、納税義務者の秘密保護の面から強力に押し進められたい。
- 二、組織・機構の簡素合理化
 - 一、外郭団体の自主運営への移行については、関係各団体と協議のうえ、自主運営できるよう育成すること。
 - 二、社会教育委員と公民館運営審議会委員を統合すること。
 - 三、国定資産評価審査委員会委員と特別土地保有税審査委員会委員を兼務させること。

以上二点についてのほか附属機関の設置目的が薄れてきたもの、活動状況の不振

活発なものが見受けられるので、行政責任の明確化、行政運営の簡素合理化と効率化の促進のため機関の設置目的・活動の実態の見直しを行い、機関本来の機能が十分達成される委員構成と調整を図るとともに類似委員会の委員の兼任など機関の運営方法を改善し、弾力的機能的な活動運営を図られたい。

三、定員管理の適正化

- 一、定員を二人(四パーセント)削減する(昭和六十年)度(ことについては、課ごとの定員の見直しと退職者の不補充等徹底した見直しのほか課の統廃合を図ること)で縮減できると思われる。
- このため勸奨制度の採用もやむを得ない。

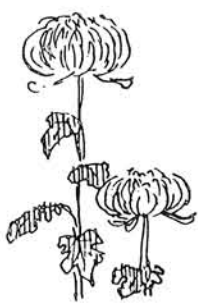
四、民間委託・OA化等事務改善の推進

- 一、除雪作業(公共施設を含む)の民間委託の拡大については、除雪が粗雑にならないよう指揮監督は行政でとられたい。
- 二、事務改善を進めるためワープロを導入することについては、事務事業の効率化

のためのワープロ導入は重要な意味と役割をもつものである。導入後の操作は職員各人が直接行うことよって人件費の縮減が可能である。

五、会館等公共施設の設置及び管理運営の合理化

- 一、土地及び公共施設(村有財産)の多角的有効利用を図ることについては、現在全く利用されていない施設がある。早期に利用計画を策定され有効に利用されたい。
- 二、文化スポーツセンターの管理運営の民間委託については、球場・運動広場等は民間に管理運営を委託されているが、これ等の施設の有効利用を図るうえにもこの施設の管理運営は民間に委託されることが望ましい。



私達と選挙のつながり

今年、明治23年7月1日に第一回衆議院議員選挙が行われ私達が初めて国政に参加するようになったから95周年、大正14年5月5日に普通選挙法が公布され、25歳以上の男子による普通選挙が確立されてから60周年また昭和20年12月17日に衆議院議員選挙法が改正され、婦人に参政権が与えられてから40周年に当たり、誠に意義深い年であります。当時を回顧し国民参政の意義と選挙権の重要性を再確認し、明るい選挙の実現に努めましょう。

私達が正しく代表者を選ぶことは、生活を豊かにするための重要な方法です。従って、私達の生活は、「選挙」によって左右されるといっても、決して言い過ぎではありません。現在行われている選挙の仕組みは、自分達の代表として誰が適任であるかを、投票によって意思を表わし、その結果、多くの方から支持を得た人を代表者とするものです。私達が、選挙によって代表者を選ぶこと、すなわち、選挙に投票することは、私達が、政治に参加することとなるのです。

九月定例議案の終り!!

昭和六十年第三回定例会は、去る九月十八日に招集され、会期十日間で全議案を議決し、九月二十七日閉会しました。

今期定例会には、昭和六十年年度一般会計補正予算はじめ前年度の決算認定など九件の議案が提出されました。

先ず初日の十八日は、一般会計補正予算などを審議可決したのち、前年度の決算認定については、村長提案理由説明の後、代表監査委員より「決算審査意見書」の説明を受け実質審査では一般会計決算認定は特別委員会に付託の上審査された他、国保、老人特別会計については、所管の常任委員会に付託の上、

予算の主旨にそって効率的に間違いなく執行されたか、四日間にわたり村長をはじめ各担当課長の説明を求め審査されました。

また本会議二日目の二十六日には、七名の議員により村政に対する当面の問題点等について村長の考え方が質されました。

最終日の二十七日には、付託議案についてそれぞれ委員長より報告があり、採決の結果、五十九年度の決算認定については国保・老人保健特別会計を除いては今後の反省等要望意見を付して認定されました。

議決された議案の内容、議決状況、一般質問の要旨・答弁は次のとおりであります。

村長提出議案

○議案第五十七号 和島村家庭奉仕員派遣に伴う費用徴収条例の一部を改正する条例について(原案可決)

図るため、階層区分・負担額を改訂することとし、運営要綱の費用負担基準が改正されたことにより本条例が改正されたものであります。

○議案第五十八号 昭和六十年

度と和島村一般会計補正予算(第三次)について(原案可決)

今回の補正予算は、村税の各税目とも調定が確定したことに伴う増減、県支出金については農村地域定住促進対策事業等補助の確定に伴う増減、村債の繰上げ償還財源に充てるための減債基金を取崩し繰入れることとしたものであります。

○議案第五十九号 村道路線の變更について(原案可決)

既存路線を延長し、駅前三号線として変更認定するもので原案可決されました。

○議案第六十号 村道路線の認定について(原案可決)

村長が村道として認定されるにあたり議会の議決が求められたものであります。提案された荒巻十三号線は可決されました。

○議案第六十一号 昭和五十九年度和島村歳入歳出決算認定について(一般会計) (認定)

歳入総額一、三九八、二六八千円、歳出総額一、三六九、七〇六千円となっております。

三瀬ヶ谷地内の村道については、以前にも要望したところであるが、村と地元住民との話し合いが行われていないように見受けられる。この地域の発展のためにも、今後においては村としての確固たる方向を定めたい。

○議案第六十二号 昭和五十九年度和島村歳入歳出決算認定について(国民健康保険特別会計)

歳入総額二四三、二〇七千円、歳出総額二二七、六五八千円となっており。

○議案第六十三号 昭和五十九年度和島村歳入歳出決算認定について(老人保健特別会計) (認定)

歳入総額三一、六九一、〇〇〇円、歳出総額三〇八、〇五七千円となっており。

意見書

○意見第六号 国保財政の危機 打開に関する意見書(原案可決)

一般質問

一、質問要旨 日野浦地域のかすみ堤は梅田川川工事が完成した暁には、撤去するという条件のもとでつくられたものであるが、河川工事が完成したにもかかわらず、東側は撤去されたが西側については依然そのままである。この問題は、ただ単なる部落の問題ではなく、ひいては村全体の問題であるので積極的にかすみ堤撤去促進のため努力をされたい。

◎村長答弁要旨

県においても情報公開というようにことで試行錯誤の段階であり、なかなか踏み切るには相応な決断を要する場合もあると思われる。具体的にどうするかという点については、慎重に検討しなければならぬが要するに住民のふれあいを求めながら、村民総参加の村づくりにならなければならないと思う。

◎村長答弁要旨

かすみ堤撤去については、与板土木との折衝も重ねてきたなかで暫定断面の現状から防災上撤去できないとのことである。従っていまのかすみ堤撤去については、どうしてもという点であれば農道の嵩上げ以外に方法はなからうとの与板土木の見解であるので地域住民の理解をいただきたいし、今後も引き続き折衝をする。

二、質問要旨 最近情報公開と

しきりに叫ばれている今日、地方団体のもっているところの情報をもっと公開すべきでないか。村政懇談会も必要であろうが、投書箱等を設置し、住民の建設的意見を聴取し実行に移されることを期待する。

用排水路の管理責任を行政の面から明確にされたい。

◎村長答弁要旨

農業用排水、一般家庭の雑排水が入る農業用排水路の泥上げ、草刈等は地先で実施されている現状である。今後もこのようなことで地先管理、受益者負担でやっていただきたいし、協力も願いたい。

四、質問要旨 行政改革推進委員会々議について、かなりの日も経過しているが、これまでの審議された経過についてお尋ねしたい。

◎村長答弁要旨

事務事業の見直し、組織・機構の簡素合理化、定員管理の適正化、民間委託・OA化等事務改革の推進、会館等公共施設の設置及び管理運営の合理化の五項目について行革委員会に諮問し、過去五回にわたって審議を行い去る九月二十五日委員会より補助金の見直しを行い廃止及び統合メニュー化を図るなどの他十三項目について答申されたが、これらを尊重しながら取り組んでいきたい。

五、質問要旨 議会の同意を得る人事案件について、村長は議員に対する事前周知の徹底を図

つておられるのか。

◎村長答弁要旨

同意をいただくという立場から皆さんに十分ご理解をいただくようお願いしてきたところであるが、今後も誤解を招くことのないよう十分注意しながらやっていきたいと思う。

六、質問要旨 ライスセンター設置当初においては、利用率・稼働率等の問題で不安もあったが、ここに来て急激な伸びとなっている。地域農業者の老齢化・個有農機具の老化が急速に進む今日、機械貧乏の追放、生産コストの低減から新農構同様補助事業等でライスセンター若しくはこれに代わる施設を増設する考えはないか。

◎村長答弁要旨

いまのライスセンターが非常に効率ある運用がなされているため、また将来を考え合せた時に新しいライスセンターを設置されてはどうかということであるが、事業主体である農協の考え方を基に今後慎重に考えて行かなければならない問題であるのでいまだどうこうということではない。

七、質問要旨 村では限られた財源の中で生活環境・教育文化

・産業振興・福祉等の計画に基づいて施行されている。また補助金・交付金なども交付しているがこれらの施策が当初の目的どおり成果が上っているとと思われるか。

◎村長答弁要旨

行政は投資だけが仕事でなく、それがいかに運用され、そして最終目的を達しているかということであるが、事業主体、事業の内容等から一口に判断できないが当然に効果的運用がなされるよう努力している。また内容によっては地域住民の協力を得なければならぬものもあるかと思われ、これらについては、地域住民のご協力をぜひお願いしたい。

八、質問要旨 村道舗装の今後の方針であるが、村直営及び補助金舗装は大部分終了したものである。今後は村の責任において舗装されるのか、また、いままでのような方法でされるのか、その場合補助金舗装はどのような基準をもって実施されるのか。

◎村長答弁要旨

村道路線の認定及び改良舗装工事等実施の取扱いに関する基本方針の規定があるので、これ

に基づいて従来も実施してきたが今後もこの方針に基づいて実施する考えである。

九、質問要旨 公共下水道整備事業については、農村総合整備モデル事業に併行して取り組みたいとの意向で発表されたものである。農村総合整備モデル事業については事業採択がなされたわけであるが、公共下水道整備事業についてはその後地域住民の話し合いもなく依然そのままの状態である。大それただけに慎重に進められることは理解でき、反面地域住民の大きな期待がある事業だけに早急に本事業の推進に取り組んでいただきたいものである。

◎村長答弁要旨

農村総合整備という下水道整備事業は採択があったわけであるが国の予算配分等の兼ね合せもあり、いつ頃本工事の着手ができるものか今のところ未定である。公共下水道整備事業については、地域住民の同意の問題もあり、今後賛成率の低い地域を対象に重点的に説明会を持ちたいと思うが、とにかく地域の皆さんから本事業の趣旨を聞いていただき、ご理解をいただいて本事業推進に賛同してもらうことが大

<5>

事である。今後は地域住民との話し合いを積極的に行う計画でありますので地域住民のご理解とご協力をお願いしたい。

十、質問要旨 B&Gプールの地盤沈下の状況については六月定例議会で説明があったが、その後三カ月を経過しているものの経過と今後の見とおしはどうか。

◎村長答弁要旨

その後の調査では、七月中旬頃までは若干であるが下がりがみられる傾向であったが、以後逆に少しずつ上がっている状態にある。九月末にまたミルク注入を実施し、十二月末までには元の状態にしたいとの関係者の説明もある。今後さらに状況を明らかにしながら検討して行きたい。

十一、質問要旨 昭和五十九年度決算では、小中学校及び幼稚園の児童・生徒一人当りの光熱水費をみると、小学校の平均は七、七六二円であるが小学校の平均に比較すると幼稚園では六・四倍、中学校では五・一倍と大変な数字が結果として示されている。この原因は要するに電気暖房にあるものと思慮されるが、このようになることを承知の上で電気暖房を採用された

のか。

◎村長答弁要旨

電気暖房は銭がかかるということでは設計の段階である程度は承知していたが、重油暖房を採用した場合は各階、棟ごとにボイラー室を設けなければならぬということ、また土質等により配管の腐蝕等も考えられ、さらに多額の維持費を要するなどの諸条件を考慮したうえで電気暖房を採用したものである。しかしながらこのような多額の電気料を要することから、今後の対策として、機械措置の切り替え、または蓄熱暖房等種々検討をし改善可能なものについては改善をし、光熱水費の節減を図るよう努力をしたい。

建設工事発注状況調

契約月日	工事番号	工事名	施行場所	契約金額	請負業者名
60.6.27	防維第30号	防雪(消雪パイプ)工事	島崎地内	14,450,000	(株)水倉組和島営業所
60.7.26		和島村立和島保育所給排水衛生設備工事	小島谷地内	10,700,000	(株)早勝工業所
60.7.26		電気・床暖房設備工事	"	23,000,000	水澤電気(株)
60.7.26		本休工事	"	123,500,000	(株)中元組
60.7.31	舗第2号	舗装(特殊改4種)工事	東保内地内	6,000,000	(株)水倉組和島営業所
60.7.31	舗第1号	"	根小屋地内	1,100,000	(株)植木組
60.8.27		第4号農道工事	日野浦地内	9,000,000	(株)中元組
60.8.27		第3号集落排水路工事	高畑地内	1,500,000	(有)高橋土木
60.8.27	改第1号	道路改善工事	島崎地内	920,000	(株)関川建設
60.8.27		斉場法止工事	本与板地内	630,000	(有)協和建業
60.9.27	橋維第1号	橋梁修繕(塗装)工事	梅田・中沢地内	950,000	(合)服部塗装店
60.8.10	維第5号	道路改善工事	荒巻地内	790,000	(株)関川建設



「児童の船」に参加して

島小五年
久住洋子

「児童の船」に参加していろいろなことを学んできました。良かったことは、友達がたくさんできたこととOPヨットを覚えられたこと、カッターの練習ができたことです。

一日目は、どんな人と組むのかなど、どきどきしていました。名ふだをとりに行くことに。私は三班でした。名ふだをとろうとした時、「あなた三班、うちの娘も三班なの、よろしくね。」

とよそのお母さんに言われました。その時どきどきがとまりほっとしました。

船に乗って三日目の午後沖繩につきました。それからバスに乗ってパイナツプル園に行きました。家で食べるパイナツよりやっぱり沖繩のパイナツはおいしかったです。四日目は、海洋スポーツ・レクリエーションをやりました。OPヨット、カヌー、カッター、ローボートなど楽しく練習しました。

五日目に、海水浴と海洋博物館に行きました。海は、白くにごっていて水の中がねをかけるかと泳げませんでした。最後の日はショッピングです。みんなのおみやげを買いました。おみやげは、すぐくまよいました。

これをきかずに、和島B&G海洋クラブで、もっともって練習したいです。

「児童の船」に参加して

桐小五年
小室律子

私は八月十七日、二十二日にかけて、B&G「児童の船」に参加しました。私は十二班で、十二名の編成でした。新潟県の方は私を入れて三人

班で一人ずつ自己紹介をしたのでいっぺんに十一人の友達ができてもうれしかったです。他の班の人ともいっぺい友達になりました。船の中で手旗とロープワークを教してもらいました。手旗は0、14の形まで習い、やつとリッ・コとできるようなになり、とつともうれしかったです。

ロープワークは六つつの結び方をとても良く教えてもらったのですぐ覚ええました。「もうすぐ着くぞ」とだれかの声がありました。急いで甲板へ出て見たら、東京の港の海よりも、すっごくきれいな海でした。

沖繩の海は青くて、すきとおっていました。出発してから五日目、今日は待ちにまった海水浴の日です。海の青さは言うまでもなく、砂は真白く、サンゴの小さなつぶつぶでできています。

でも台風が近づいていたので少し荒れていたのが残念でした。「児童の船」に参加して、友達がいっぱいできたり、OPヨットに乗れるようになってとても良かったです。両親や妹と離れて、つらいこ

共働きの夫婦にとって日曜や祭日ほど嬉しいものは、ほかにありません。二人とも仕事から離れて完全な二人の時間を持つことが出来るのです。思う存分朝寝坊をするのもいいでしょう。また計画通りにレジャーに出かけるのもいいでしょう。いずれにしても次の日曜日にはどうして過ごすかを、前もって決定しておいて、その通りするのが何より楽しいです。

われら仲間シリーズ(30)
夫婦の休日
山田 重男さん(日野浦)

り一番楽しいことです。いろいろなレジャー計画や、買物、ゴロ寝等とありますが、日曜日と祭日で平均すると月五日間の休みがあるのです。遊びに出掛けてばかりでは財布が風邪を引いてしまいます。休日を楽しみにしているが本音の部分になると、二人の子供(二歳・三歳)中心の休日となり、とても朝寝坊どころではありません。平日と異り色々な会話が広がること一番の楽となります。

昼間は離れ離れに仕事をしている夫婦です。せめて一日中一緒にいられる休日を楽しんで過ごすことこそ明日への希望と言えるものではないでしょうか。

次は、三瀬ヶ谷の竹内たか子さんを紹介します。



B&G「児童の船」



ともありませんでしたががんばりました。今度の旅は一人で行くのも、船や飛行機に乗るのもみんな初めての経験でした。とても良い思い出になりました。

「児童の船」に乗って

島小六年
八子直樹

ぼくは八月十七日からいままどちがう旅行をして来ました。それはB&Gの「児童の船」の体験航海です。

この体験航海を通じて友達の大切さを感じました。ぼくがはじめての船よいに苦しんでいる時、友達がみんな「大

丈夫か？がんばれ！」とはげましてくれたので、なんだか元気が出て来るような気がしました。船の中では、いろいろな友達と色々な話をしている時間です。和島村の友達にはいないユニークな人も多く、たくさん友達が出来ました。

かっこ良いと思った所もありましたが、反面どうして戦争の終った今も残っているのだろうと考えさせられました。

最後の夜に全員でキャンドルサーブスをやりました。暗く静かな所は今までを振り返るのにも良い機会でした。ぼくはこの体験をこれからの人生の大切な思い出として、いつまでも忘れないようにしたいと思います。

沖繩の海で泳いだこと

桐小六年
島倉大輔

B&G「児童の船」で沖繩へ着いて二日目、待ちに待った海で泳げる日がやって来ました。

それも名の知れた、沖繩海洋博覧会記念公園です。そこまで友達と歩きながら話をしたりしていましたが、海を見たらとてもビックリしました。それはとてもきれいで、和島村の海とはくらべものにならないほどすきとおっていました。ぼくはとつともうれしくなって、服を脱いで海に入ろうとしたら「準備体操をするから並びなさい。」と言われたので、すぐ並んで体操をしました。

海に入るととてもきれいで、サンゴが良く見え、アメフラシやヤドカリもいました。そうしてあつと言う間に、昼食の時間が来たので弁当とスイカを食べました。昼食を食べている時、ぼくは沖繩と和島村の皆さんの違いのある事がわかりました。家のつくり、食べ物の種類、海の色なんかはとくに違いがありました。

そこでぼくはただ沖繩に来ただけでなく、和島村と沖繩の違いを知る事も良い勉強になったと思います。友達もいっぺいできました。阿部さんや、お父さん、お母さんに迷惑をかけましたが、沖

「児童の船」に参加して

桐小六年
中村俊明

この夏休み「児童の船」に参加する事ができてとても良かったです。いろいろな体験ができ、沖繩の海のすばらしさを見られたり、皆さんの友達ができました。船の中の二日間は手旗信号、ロープワークの練習、船内見学などをしました。

その中で手旗信号は良くでき、良い点ももらいうれしかったです。下船してからは中山公園で、新潟では食べられないおいしいパイナツを食べさせてもらいました。沖繩の海洋センターに着き、翌日からカヌーやローボートの訓練に入りました。

沖繩へ行く前に海洋クラブの阿部さんに特訓されたので自信があり、班の人からかじ取りの名人とよばれうれしかったこと。それからエメラルドビーチへ行つて皆さんの友達とふざけ合つて泳いだこと。



運転が示す あなたの手柄

危ないと子をしかるより手を引こう

村民親善大運動会

雨で順延された村民親善大運動会もまあまあの天候の中、定刻どおりに日の丸、村旗が掲揚され、和島村スポーツ表彰規定により川端の早川義久君(高一)が表彰され、保育所園児・幼稚園児の演技から競技がスタートし、小・中学生の短距離走、婦人協議会員によるユーモアな仕度競争、特製はしごが折れる程の熱の入った青年の障害物レー

スなどがくり広げられました。残念なことに昼食休憩さながら突然怪しい雲行きとなり風を伴った強い雨となり大会役員と区長さんの話合いがもたれ、午前中の競技の終りをもって運動会は終了と決定されました。午前終了最高得点であった第四チーム(中沢・日野浦・高畑)が優勝しました。

スポーツ☆



▲表彰を受ける早川君



▲うちの子は、まだかな？



▲婦人の仕度競争



笑顔の家庭に良い子が育つ

☆ワシマ

与板警察署に
おいて表彰式
九月二十七日

駅前竹内智さんに日本交通安全協会から緑十字の銅章が贈呈、川端の平沢鉄雄さんには新潟県警察本部長・新潟県交通安全協会から連名表彰。いずれの方も多年に亘り交通安全につくされた貢献に対し贈られました。



竹内さん 平沢さん

川端の木村正嘉さんの畑で長さ一六〇センチもあるジャンボヘチマが何本も生育した。農業新聞でジャンボヘチマがあることを知り、鹿児島市の谷山西農協から種を一〇粒もらいうけ栽培したところ写真のような立派なものが誕生。ヘチマは食用、化粧水、たわしと用途は広いが今年十月末に収穫し皮をむき種を採りたわしにしたとのこと。



親和会(中沢・梅田)では第一・第三日曜日ゲートボール練習の日と定め励んでいる。主審は左手にストップウォッチ、コートの端にはスコアラが得点を記録している。五十九年の春、用具を購入し月二回の練習でもかなり上達した様子。最近では自分達だけでは面白くないので他のクラブと練習試合や村の老人クラブ連合会で大会を開いて欲しいとのこと。



村長室の黒板から

九月二十日 議会産業土木委員会出席
二十二日 国勢調査員説明会出席あいさつ
二十四日 保内郷区長さんと大字統合について協議。午後共同募金委員会
二十五日 かねて諮問中の行革について委員会から答申
二十六日 本会議一般質問
二十七日 本会議閉会

二十九日 北辰中学体育祭
三十日 村老連スポーツ大会
十月二日 関越高速道開通。関越トンネルを通過し水上町における式典に参列し、引き続き区長研修会に同行し三日帰村
四日 土地改良県連理事長故鷺尾氏の葬儀に参列
五日 保内郷議員会
七日 越路町の郡老連スポーツ大会と新潟市における県森林

組合大会に出席
八日 三島郡北部農業共済組合と出雲崎農業共済組合併式典参列
九日 清掃センター議会
十一日 祭り反省会
十二日 北部農協役員研修会に出席あいさつ
十三日 村民親善大運動会挙行。昼食後強風降雨の為午後の行事を取り止め閉会
十五日 三島郡議員研修会

老人運動会

九月三十日勤労福祉センターにおいて老人の運動会が行われました。村内六十歳以上のおとしより約三〇人の参加をえて、はしでピンポン玉をつかむ「どじょうつかみ」男女ペアでの「宝運びリレー」など一日にわたり笑いの中での熱戦が展開されました。



話し合う家庭に育つ明るい子

お知らせ広場

し尿浄化槽設置者講習会開催

県では主に次の人達を対象にし尿浄化槽設置者講習会を開催します。

①水洗便所設置者で日頃次の様子等で困っている人

- 水洗便所や浄化槽から時々悪臭がする。
- 放流先の水路の汚れや悪臭がひどい。

②新しく水洗便所を設置したいが、維持管理の経費や取扱い等について知りたい人

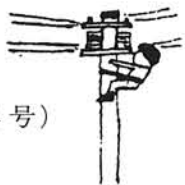
開催日時等については次のとおりです。当日担当職員が親切に適切な助言や指導をいたしますので、ぜひ御参加ください。

主催	県与板保健所 浄化槽協会与板支部
開催日時	11月19日(火) 午前10:00~
開催会場	和島村総合福祉センター
参加対象者	村内居住者であればどなたでも参加自由

—— 作業停電 ——

11月13日(水)
午前9時~午後1時
中沢の一部
(日野浦線1号~4号)

11月18日(月)
午前9時~午後1時
北野・荒巻の一部
(小島谷線2号~26号)



11月1日~11月10日は パートタイム労働旬間です

労働省では、パートタイム労働者の労働条件の改善、雇用の安定等を促進することを目的に、パートタイム労働旬間を実施いたします。つきましては本旬間を機に、使用者の皆さんは、パートタイム労働者の労働条件の明確化及び雇用管理等の点検、改善について、また、パートタイム労働者の皆さんは、労働条件の確認、能力向上への自己啓発に努めていただきたいと思います。

なお、パートタイム労働に関する御相談、お問い合わせは左記でお受けしております。

- 労働条件について……長岡労働基準監督署
 - 求人、求職について……長岡共職業安定所
- 長岡市東新町一丁目六番八号 ☎(0258)3318711
長岡市中沢町字太田五〇〇一 ☎(0258)3311181

11月の心配ごと相談

日時…5日、15日、25日
午前9時から午後3時まで

場所…福祉センター老人室

内容…生活相談・医療相談・家事相談
児童相談・年金・身障相談・職業相談・その他なんでも

おかあさん わすれちゃダメよ!

— 保健衛生行事 — (11月)

月	日	曜	種 目	対 象	時 間	場 所
11	12	火	乳 児 相 談	離乳食指導会、全乳児	午後1時半~3時	福祉センター
	13	水	インフル一般	申込みされた保育・幼稚園児	午後1時半~2時半	"
	19	火	リハビリ訓練	希望者	午後1時半~4時	"
	21	木	麻疹予防接種	個人通知のあった幼児	午後1時半~2時	"
	26	火	サロライド塗布(むし歯進行止め)	S57年4月1日~S58年3月31日の希望者 その他の希望者	午後1時半~45分まで受付	"



訪問販売は、納得してから契約を

自衛官募集

- 一、受付期間
受付は年間を通して行っています。
 - 二、応募資格
日本国籍を有し、採用予定日の一日現在十八歳以上二十五歳未満の男子
 - 三、試験
(一)、試験期日及び試験場
受付時にお知らせ
(二)、試験科目
○筆記試験
○口述試験
○身体検査
○適性検査
 - 四、身分
特別職国家公務員
 - 五、給与
初任給月額
一〇一、四〇〇円
期末・勤勉手当(ボーナス)
年間三回、四・九カ月分
- 詳しいことは役場企画課へお問い合わせ下さい。

ごぞんじですか!!

世帯更生資金貸付制度

貸付条件

資金の種類	貸付限度	据置期間	償還期限	備 考
更生資金	生業費 以内 870,000円	以内 1年	以内 7年	貸付限度 特に必要なと認められる場合 1,740,000円以内
	支度費 75,000円			
身体障害者更生資金	生業費 870,000円	1年	9年	貸付限度 特に必要なと認められる場合 2,800,000円
	支度費 75,000円	6ヵ月		
生活資金	生業費 870,000円	1年	8年	貸付限度 特に必要なと認められる場合 130,000円以内 貸付期間 6ヵ月~3ヵ年
	支度費 75,000円	6ヵ月		
福祉資金	生業費 870,000円	1年	8年	貸付限度 特に必要なと認められる場合 130,000円以内 貸付期間 6ヵ月~3ヵ年
	支度費 75,000円	6ヵ月		
住宅資金	生業費 870,000円	1年	8年	貸付限度 特に必要なと認められる場合 130,000円以内 貸付期間 6ヵ月~3ヵ年
	支度費 75,000円	6ヵ月		
修学資金	生業費 870,000円	1年	8年	貸付限度 特に必要なと認められる場合 130,000円以内 貸付期間 6ヵ月~3ヵ年
	支度費 75,000円	6ヵ月		
療養資金	生業費 870,000円	1年	8年	貸付限度 特に必要なと認められる場合 130,000円以内 貸付期間 6ヵ月~3ヵ年
	支度費 75,000円	6ヵ月		
災害援護資金	生業費 870,000円	1年	8年	貸付限度 特に必要なと認められる場合 130,000円以内 貸付期間 6ヵ月~3ヵ年
	支度費 75,000円	6ヵ月		

(注) 貸付利率は年3%。ただし、据置期間中及び修学資金は無利子。

目的
この制度は低所得世帯や身体障害者世帯を対象として、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活が営めるようにすることを目的とする制度です。

対象世帯
この貸付を受ける事により自立更生に役立つと思われる世帯であって、他から自立更生に必要な資金の融資を受けることが困難な世帯。

借入希望者
資金の借入れを希望される方、詳しい内容をおききになりたい方は地域の民生委員さんか、役場社会福祉協議会の事務局へおたずねください。
(電話 七四一三一一)

年金で老後をゆたかに!